

2024年度 訪問看護事業実態調査 記載要項

- 調査票は京都府看護協会のホームページからダウンロードできます。
- 回答は、郵送またはメール添付で、**2024年4月30日(火)**までに返信をお願いします。
- 調査結果の精度を保つために、調査票の記入担当者の方には電話やFAX、メール等で記入漏れや内容の再確認をさせていただくことがあります。ご了承ください。
- 調査対象期間は概ね2023年4月～2024年3月とし、時期については各設問に記載の通りです。ただし、今年度より調査する「専門性の高い看護師」については2024年4月1日現在でお答えください。
- 全体を通し、該当項目に記入もしくは✓を入れてください。人員や件数が0の場合も「0」と記入してください。
- 認定看護師および専門看護師の各分野については添付の「資料」をご参照ください。

設問 1 : 事業所の電話・FAX・e-mail、問い合わせ担当者名は正確に記入する

設問 2 : 1) 2023年4月1日と2024年3月31日現在の看護職員数について記入する

2)-① 常勤換算数の計算は、職員の1週間の勤務時間÷事業所が定める1週間の勤務時間

職員の1週間の勤務時間

事業所が定めている1週間の勤務時間

(小数点第2位以下は四捨五入)

事業所管理者は、常勤換算1.0として計算する

2)-② は①で「事務職0」と回答された場合のみ対象となる

3)-② 別紙1.「採用者の状況」に2023年4月1日から2024年3月31日に採用した看護職員の詳細および2024年4月1日の採用状況を記載する

4)-④ 2023年4月1日から2024年3月31日に退職した看護職員について、別紙2.「退職者の状況」に退職月、免許種別、雇用形態、年代、在職年数、退職後の動向、退職理由について記入する

設問 3 : 「訪問看護未経験看護職」は、看護職経験はあるが訪問看護師として初めて就業する看護職をいう

設問 4 : 「新卒看護師」は、免許取得後初めて看護職として就業するものとし、准看護師での実務経験者は含まない

設問 5 : 1)の研修項目「京都府看護協会主催の訪問看護師養成講習会」には「訪問看護 e-ラーニング」を活用した訪問看護ステップ1』を含む

設問 6 : 2)については、実習受け入れの有無にかかわらず回答する

設問 7 : 小児の訪問看護については、訪問実績がなくても受け入れ体制が整っていれば良い

設問 8 : 2024年3月の1か月間の訪問看護実績を記入する。訪問リハビリ、精神および小児の訪問看護については、再掲で別途記入する。実人数は契約者数ではなく実際にその月に訪問した人数とする。

設問 9 : 2023年度1年間の死亡終了者数とその中で在宅看取り件数について記入する。

設問 12 : 2024年4月1日現在の機能強化型訪問看護の申請状況を記入する。

設問 13 : 13～15は「専門性の高い看護師」についての設問となる。認定看護師及び専門看護師は添付資料を参照に分野を記入する。また認定看護師についてはA課程・B課程も回答する。

認定看護師

A 課程		B 課程	
救急看護	透析看護	感染管理	新生児集中ケア
皮膚・排泄ケア	手術看護	がん放射線療法看護	心不全看護
集中ケア	乳がん看護	がん薬物療法看護	腎不全看護
緩和ケア	摂食・嚥下障害看護	緩和ケア	生殖看護
がん化学療法看護	小児救急看護	クリティカルケア	摂食嚥下紹介看護
がん性疼痛看護	認知症看護	呼吸器疾患看護	糖尿病看護
訪問看護	脳卒中リハビリテーション看護	在宅ケア	乳がん看護
感染管理	がん放射線療法看護	手術看護	認知症看護
糖尿病看護	慢性呼吸器疾患看護	小児プライマリケア	脳卒中看護
不妊症看護	慢性心不全看護	皮膚・排泄ケア	
新生児集中ケア			

専門看護師

がん看護	急性・重症患者看護
精神看護	感染症看護
地域看護	家族看護
老人看護	在宅看護
小児看護	遺伝看護
母性看護	災害看護
慢性疾患看護	放射線看護